

医療法人渓仁会 札幌西円山病院 居宅療養管理指導 運営規定

[事業の目的]

第1条

札幌西円山病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあたっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

[運営方針]

第2条

要支援・要介護状態等にある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師または医師の指示を受けた看護師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行う。

[事業所の名称等]

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人渓仁会 札幌西円山病院

所在地 北海道札幌市中央区円山西町4丁目7-25

[職員の職種、員数及び職務内容]

第4条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

職種	医師	歯科医師	歯科衛生士	管理栄養士	
員数	1名	1名	4名	1名	

職務内容 居宅療養管理指導の提供

[営業日及び営業時間]

第5条

医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

[事業の内容]

第6条

- 一．要支援者・要介護者、または家族からの介護全般に関する相談に応じる。
- 二．居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三．要支援者・要介護者、または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法、その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

[利用料等]

第7条

- 一. 居宅商用管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額を徴収する。なお、介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれない。
- 二. 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 三. 上記の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

[苦情]

第8条

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

[事故発生時の対応]

第9条

訪問時の急変、事故発生の際には計画的な医学管理を行っている医師への連絡を行う。また、家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

[個人情報の保護]

第10条

- 一. 事業者は利用者に対し、渓仁会グループ個人情報保護規定に基づき、利用者、家族の個人情報を厳正に取り扱う。
- 二. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約内容に含むものとする。

[その他運営に関する重要事項]

第11条 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。

- 一. 諸般の事情による指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行う。
- 二. 提供した居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。